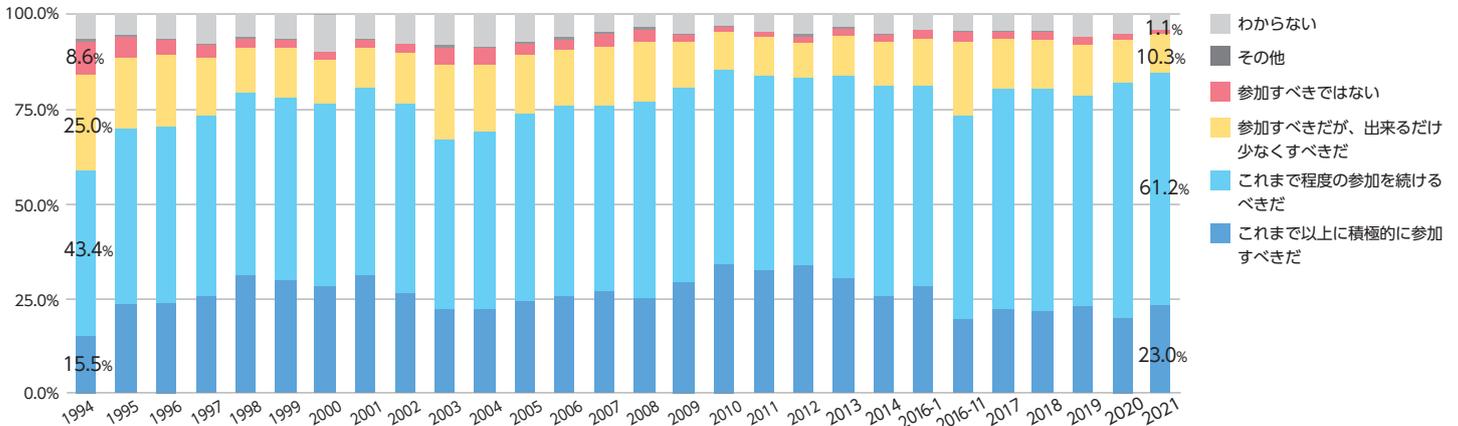


# QAコーナー

Q1：国際平和協力法による国連PKOなどへの参加について、どのくらいの人が賛成しているのですか？

A1：2021年の調査で、9割以上の人が賛成（参加すべき）としています。

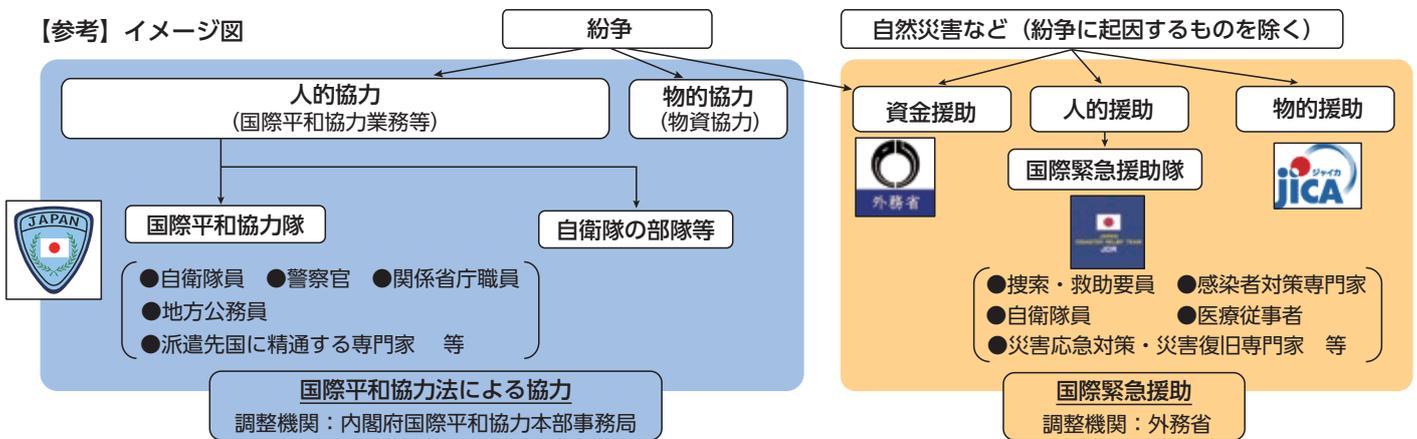
【参考】国連平和維持活動などへの参加に対する質問の回答  
(1994年～2021年「外交に関する世論調査」、内閣府実施)



Q2：海外で地震などが起きた時に、我が国の国際緊急援助隊が活動していましたが、国際平和協力法に基づく活動とはどう違うのですか？

A2：国際平和協力法による協力は、紛争に起因するものに対応するもので、国際緊急援助は基本的に（紛争に起因しない）自然災害などへの対応になります。

【参考】イメージ図



Q3：国際平和協力法で国連PKOへ直接参加する以外に、国連PKOに協力する取組みはありますか？

A3：PKOに参加する国（要員派遣国）の参加者に対し、訓練支援を行う「国連三角パートナーシップ・プログラム (UNTPP)」という取組みなどがあります。

【参考】国連三角パートナーシップ・プログラム (UNTPP)

近年の国連PKOにおいて、PKO要員の能力や技術が不十分であることが深刻な問題となっています。我が国は、こうした問題に対応するため、2014年9月の国連PKOハイレベル会合において、安倍総理大臣（当時）から工兵（施設）部隊の装備品及び各国要員の教育等の貢献策を表明しました。これを受けて始まったのが、財政支援・教官派遣等を行う支援国（例：日本）と、企画・実施を行う国連が連携し、PKOに参加する国（要員派遣国）の要員・部隊に対して訓練を行う「国連三角パートナーシップ・プログラム (UNTPP)」という取組みです。

我が国は、この取組みに対し、財政支援に加え、2015年以降、施設・医療分野の知見がある自衛隊員延べ約230名を教官等として派遣し、アジア・アフリカ等の要員計約360名に対する訓練を行いました（2021年11月末時点）。

（※これまでの実績は6ページ参照）

